

消費税軽減税率制度と 価格転嫁

今さら聞けない

対策セミナー

5% 8% 10%

● ~消費税率引き上げがチャンス!“もっと”選ばれるお店づくり~ ●

消費税率は、2019年10月1日より10%に上げられます。併せて軽減税率制度も導入され、販売・購入する商品・サービスには8%と10%が混在することになります。

発行する請求書の様式や価格表示、帳簿の記載方法も変える必要が出てきます。準備は大丈夫ですか?

また、消費税率引き上げ分の価格転嫁を行わなければ利益の減少も招きます。お客様離れを防

ぐにはどう準備をすればよいのか、お悩みの方も多いのではないのでしょうか。

本セミナーでは、事業者として理解し準備しておく事項に加え、消費税率引き上げ後も、お客様から支持されるお店であり続けるために必要なポイントについても、具体的な事例を交えてご紹介いたします。消費税率引き上げをチャンスととらえ、“もっと”選ばれるお店づくりについて一緒に考えましょう。

講師プロフィール
(株)ミセラボ 代表取締役
田中 聡子 氏
(中小企業診断士・一級販売士)

大学卒業後、老舗百貨店で販売、仕入れ、商品開発、ショップリニューアル、法人外商などを17年間経験した後独立。現場の経験を活かし、小売業やサービス業を中心に「また来たくなるお店づくり」をコンセプトにした経営戦略、マーケティング、販売力・接客力強化のコンサルティングや研修を行う。

内容

1. 自社商品が軽減税率の対象となるか確認しましょう。
・軽減税率制度とは
・軽減税率対象商品
・軽減税率での価格表示
2. 軽減税率制度導入により変更となる事務処理を確認しましょう。
・変更となる事務処理
・請求書様式の変更
・国の支援策
3. 消費税転嫁対策の全体像を確認しましょう。
・消費税転嫁対策の全体像
・消費税率引き上げと資金繰り対策
4. 消費税率引き上げをチャンスととらえ、もっと選ばれるお店にしましょう。

開催日時 平成30年**12月6日** 木
14:00~16:00

会場 **出雲商工会館 6階大ホール**
(出雲市大津町1131-1)

参加費 **無料**

申込 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込みください。
※先着順。定員(50名)になり次第締め切ります。

締切 平成30年**11月30日** 金

お問合せ 出雲商工会議所 経営支援課
TEL: **0853-25-3710**

●主催/出雲商工会議所 出雲中小企業相談所 ●共催/(公社)出雲法人会・出雲間税会・出雲市青色申告会・(公社)日本電信電話ユーザ協会出雲地区協会

12月6日 消費税率軽減税率制度と価格転嫁対策セミナー申込書

経営支援課 行 FAX:0853-23-1144

※このまま FAX してください。

事業所名		営業内容	
所在地	〒 —	連絡先	TEL () — FAX () —
受講者名①		受講者名②	

※ご記入いただいた情報は、当セミナーの運用管理のみに利用いたします。